

論 文

分割地所有の性格規定

東 井 正 美

1. 問題の所在

周知のごとく、マルクスは、『資本論』、第3巻、第47章「資本制地代の発生史」の第5節「利益経営と農民的分割地所有」において、小経営的生産のもっとも正常な形態である小土地所有を、地代論的視角から、具体的・歴史的に、分析し、その成生・発展・消滅を論理的にあきらかにして、資本制的土地所有の成生・発展・消滅の論理をもあわせて示唆しているのである。これは多くの論者の指摘するところである。たとえば、久野重明氏は、つぎのごとく指摘している。すなわち、「『資本論』の『最後の窮極の目的』が『近代社会の経済的運動法則を暴露する』ことを課題とし、それが『ある与えられた・歴史的に規定された・社会の生産諸関係を、その発生・その生成および消滅において研究する』ことにあるとすれば、農業における資本制的生産関係の発生を明らかにするために、具体的歴史的に存在する農民的分割地所有という単純商品生産関係における農業をとりあげ、それが経済的運動法則の必然的な貫徹によって、分解、消滅してゆく過渡的性格を内在していることを明らかにしたものと考えられる」。(久野「農民的分割地所有による穀物価格の問題」、愛知大学法経論集〔経済篇〕第50号、昭和41年1月、72ページ)。

マルクスの「分割地所有」論がかかる意図と内容をもつがゆえに、それは、こんにち日本における小規模生産の正常な形態としての小土地所有＝自作農

的土地所有の実態を正確に理解し、その将来を正しくみきわめるための、鍵を与えてくれよう。われわれが、「分割地所有」論に執着するのは、それがゆえにでもある。

さらにまた、日本の小農範疇を説明してくれるのは、マルクスの分割地所有論における抽象的諸規定と考える。

もちろん、こんにち、日本の自作農は、古典的な独立小農とはちがった独自性をもつ。たとえば、日本の小農がイギリスの古典的独立自営農民の繁栄せる時代から数百年おくれて、いわゆる国家独占資本主義の段階で、高度に進んだ工業と同時併存的であるという点で、いわば世界史的な段階づけ、位置づけのずれであるという点で、特殊性をもっていること、農業の再生産の各局面において商品経済化率がいちじるしく高まってきており、これによって独立自営農のひとつの特性たる生活資料の直接的自給を目的とする生産はしだいに販売を目的とするものに、いわゆる商業的農業に転換していること、等々（裕正夫『米価問題』、1958年、弘文堂、14—9ページ参照のこと）。そういう独自性に留意を要するとはいうものの、それでもなお日本の小農の法則を、原理論的に説明してくれるのは、マルクスの分割地所有論において示唆されている抽象的諸規定においてほかはないと考える（Marx, *Kapital*, herausgegeben v. M.-E.-L.-Institut, Bd. III, S. 854—66.—以下、K IIIと略記す。長谷部文雄訳、河出書房新社版、世界の大思想版、『資本論』4、1965年、288—97ページ、—以下、訳本4と略記す）。

船山栄一氏が、分割地農民が富裕であるか否かは、「地代論的範疇の次元では問うところではない」ということを指摘された（船山「分割地農民・小農地代および資本制地代」、大塚・高橋・松田編著『西洋経済史講座』、IV、1960年、岩波書店、276ページ）。これは、つぎのような意味において賛成である。すなわち、分割地所有の地代が過渡的なるゆえんは、土地生産物の価格〔価値〕がその費用価格をこえる超過部分を実現したばあいには、この超過部分＝農民の剰余労働のなかには将来資本主義的諸関係のもとでは平均利潤と地代〔差額地代、絶対地代、独占地代〕となるであろう両部分が未分離のまま共棲して、平均利潤と資本

制地代への展望を示すからであり、したがって地代がもはや剰余価値の正常的形態でもなく、さりとて利潤が剰余価値の正常的形態でもないからである。分割地所有にとっては、土地価格は前提要素であり、農民は土地の所有者であるがゆえに、これは、土地価格において先取りされた地代がそういう形で現象したと考えても同じであろう（拙著『日本の農業政策』、1956年、有斐閣、第1篇第2章参照のこと）。

また、分割地所有〔分割地農民〕は、井上周八氏が指摘されているごとくに、「各国資本主義のタイプとそれをとりまく外的諸条件の差に適応した形態をとるに至る」のであり、「一般的に発展的であり、富裕であるとか、停滞的であり貧困であるとかは言い得ないのであり、また一義的に両極分解するとか、滞留するとかとも言い得ないのである」（井上『『農民的分割地所有』の基礎的考察』、『立教経済学研究』第13巻第1号、261ページ）。これは、経済史的研究によってあきらかとせねばならないであろう。

しかし、分割地所有〔分割地農民〕の性格を原理論的に解明すればどういうことになるのであろうか。この点にかんしてすぐれた労作は少ないが、とりわけ、つぎの二つの論文は、こんにちでも生彩を放っており、それに示唆されるところが多い。その二つとは、栗原百寿氏の「分割地農民の理論的諸問題——わが国自作農の性格規定の予備概念としての古典的諸規定の再検討」（栗原『農業問題の基礎理論』、1956年、時潮社、134—201ページ）、と平田清明氏の「分割地所有と地代範疇——分割地所有の地代論的研究のために——」（山田盛太郎編『変革期における地代範疇』、1956年、岩波書店、269—88ページ）とである。

マルクスは、封建制的土地所有から資本制的土地所有への移行過程における、小経営的生産のもっとも正常な形態である小土地所有がはたす機能を、世界史的な、しかも地代論的分析視角から、（平田、前掲論文、山田編、前掲書、282ページ）ときあかしている。すなわち、小規模農業における土地の私的所有の形態およびその結果たる土地価格〔および土地価格の利子〕にたいして批判をなして、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物に

としての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突は、……総じて、土地の私的所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がみずからを表示する形態の1つにすぎない」ということを、あきらかにしたのである（KⅢ，S，864。訳本4，296ページ）。そして、この衝突というかたちで、「経済的表現をとるところの分割地所有の二重の——相對立する——機能、この点の指摘こそ分割地所有論の一枢要点である」（平田，前掲論文，山田編，前掲書，273ページ）。この枢要点から、栗原氏の指摘したつぎのことが浮びあがってくる。すなわち、「小經營的土地所有（自營農民）の最も正常的な形態たる分割地所有（分割地農民）は、多かれ少なかれ幅の広い概念であるが、その基本的性格は、前進的であるよりも、むしろいわば没落的であったのである。そのかぎり、そしてまたその意味において、分割地農民の典型は、イギリスではなくて、やはりフランスにおいて、求められねばならないのである」（栗原，前掲書185—86ページ）。そして、この見解にたいして、平田氏がつぎのごとく批判したことは、有名である。

「小經營的生産様式における分割地所有の二重の——相對立する——機能、この二者闘争的な両契機によって規定されている分割地所有範疇の自己矛盾的存在構造を、たんに土地『処分の自由』の問題に狭小化して、その機能を『寄生地主に搾取の対象を確保してやり、その搾取の自由を公認して、寄生地主的土地所有を名実ともに公然と確立させること』に局限するのは、分割地所有のきわめて機械的的一面的な理解といわねばならない。また、分割地所有の自己矛盾的存在構造の地代論的把握なしに、『土地価格の高騰と農産物価格の低落』からただちに『分割地農民の一般的没落』を規定するのも、同様のそしりを免かれない」（平田，前掲稿，山田編，前掲書，284ページ）。

この平田氏の批判もっともであるが、しかし栗原氏の論証にはそういう難点があるにしても、分割地所有の「衝突」に力点を置くかぎり、栗原氏の「分割地農民の一般的没落的規定」をいま一度とりあげてみる必要があると考えられる。もっとも、平田氏は、土地価格がきわめて高騰するので「『「分割地」土地所有範疇に内在する現実の矛盾』の、右に指摘した否定面〔分割地所有が「その本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、諸資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する」ということ——引用者〕が、大きく作用す

るばかりでなく、土地を購入しようとする『小農を高利に従わせるのである』（平田，前掲論文，山田編，前掲書，273ページ）ということをも、指摘している。

本稿では、これら二つの論文を批判的に摂取しながら、マルクスの分割地所有論を原理論的に解明して、分割地所有〔分割地農民〕の性格を明らかにしてみよう。

2. 分割地農民の性格の検討

——「前進型」か、「没落型」か——

(1) 予備的考察

あらかじめ、あきらましておかねばならないことは、分割地所有〔分割地農民〕とは何か、ということである。マルクスは、分割地所有というこの形態について、つぎのごとくのべている。

「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常的な形態としては、一方では、古典的古代の最良時代における社会の経済的基礎をなすが、他方では、われわれはこれを、近代的諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の1つとして見いだす。たとえばイギリスのヨーマンリー（自由農民層）、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民。植民地についてはここでは語らない。というのは、独立農民はここでは別の条件のもとで発展するからである」（KⅢ，S. 858. 訳本4，291ページ）。

これらの農民について個々具体的・歴史的記述は原理論的にはどうでもよいことである。問題となるのは、これらの農民に共通な生産関係であり、それはつぎのごとし。

「分割地所有。農民はこのばあいには、同時に、彼の土地——彼の主要な生産用具・彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面・として現われる彼の土地——の自由な所有者である。この形態では何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない、——といっても地代は、ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのだが」（KⅢ，S. 856. 訳本4，289—90ページ）。

つぎに、小農の農産物価格形成の特殊性をあきらかにしておくことは、便宜

的であろう。

小農が、「自分じしんのために労働し、自分じしんの生産物を売るとすれば、彼は第1には、自分じしんを労働者として充用する自分じしんの雇傭者（資本家）と見なされ、また、自分じしんを自分の借地農業者として充用する自分じしんの土地所有者と見なされる。彼は賃労働者としての自分には労賃を支払い、資本家としての自分には利潤を請求し、土地所有者としての自分には地代を支払う」（KⅢ，S. 931—32. 訳本4，346ページ）。

しかし、かような近代社会の骨組をなす3階級を一身に兼ね具える分割地農民の生産関係には、資本填補プラス平均利潤を許容するほどに農産物価格が騰貴する必然性はないのである。マルクスは、このことについて以下のごとく述べている。

「分割地農民にとっての搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとっての絶対的制限として現象するのは、本来の費用を控除したのち彼が自分じしんに支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を排作するはずであって、この労賃はしばしば肉体的最低限度まで下ることがある」。（KⅢ，S. 857. 訳本4，290—91ページ）。

このように、小農の農産物価格形成には生産価格の法則が支配しえず、それは費用価格、すなわち本来的費用プラス労賃〔しばしば肉体的最低限度〕という水準に形成される。

注意しておくべきことは、総生産物、すなわち小農の自家消費分プラスそれ以上の超過分の増大に総需要が歩調を合わせる、ということが想定されるから、したがって、「この生産様式にとっての豊作の不幸」（KⅢ，S. 859. 訳本4，292ページ）、または凶作の不幸。ともあれ、農産物の市場価格は、費用価格水準をもとにして変動しながら、費用価格水準に形成されるといえよう。

なお、「農民の生活維持に欠くべからざる労働をこえる彼の剰余労働が、…資本化されたものの一部分いがいの何ものでもありえない」ところの、土地

価格および土地価格の利子において先取りされる地代を、分割地農民は、土地所有者たる資格において当然請求しうるものであるが、土地生産物の価格が普通その費用価格水準に形成されるから、この地代を「無償で社会」に贈与しなければならないのである。だから、マルクスは、「もっとも不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は、無償で社会に贈与されるのであって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない」（KⅢ，S. 858. 訳本4，291ページ）といったのである。この農民の剰余労働の一部分とは、いうまでもなく、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代のことである。

以上要するに、分割地所有のもとでの農産物は、生産価格の法則が支配しえず、土地価格の利子もプラスされないで、費用価格という水準に形成されることになるのである。

いよいよ、分割地所有〔分割地農民〕の性格を原理論的に解明することができるようになった。主題に入ろう。

（2）分割地所有の「自己矛盾的性格」

先ず第1には「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」ということが、分割地農民の性格の検討にさいして、決定的に重要である、ということが指摘される。

マルクスは、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっているのであって、この所有制限が自己を主張するのは、それから引離された資本（労働をふくむ）にたいする対立においてにすぎない。というのは、それは資本の投下にたいする障害をなすからである」（KⅢ，S. 857. 訳本4，291ページ），と指摘している。分割地農民は、土地の自由な所有者である。したがって、土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては土地所有の制限はなく、彼の土地での資本投下を制限しないのである。換言すれば、分割地所有というこの形態のもとでは、土地所有者たる資格にお

いて、土地所有の独占、土地所有の制限はなく、したがって絶対地代は存在しないのである。この点に、分割地所有の「前進的」性格が見いだされる。

ところで、分割地所有のポジティブな役割とネガティブな役割とについて平田氏は、つぎのごとくのべている。

「分割地所有のもとにあっては、一定の貨幣資本を支出すれば、土地を購入して、土地の非所有のためにうけねばならない経済外的強制と地代収奪から離脱することができる。そして、このことは、農民の『人格的自立性の発展のための基礎』であり、『自由な個性の発展のための1つの必要条件』をなすと同時に、『農業そのものの発展のために必要な一経過点である』。

しかしながら、この『土地を購入するための貨幣資本の支出』は、ほかならぬ直接的生産者の負担であり、この『個別生産者にとっての、生産物の費用価格の重要な一要素』をなす。だが、この『土地を購入するための貨幣資本の支出は農業資本の投下ではなく』、したがって原則としては、この資本支出は農産物の生産価格のなかにはいって回収されるということがない。そのため、『人格的自立性の発展のための基礎で』であり、『農業そのものの発展のために必要な一経過点』を整備するために、貨幣資本を土地購入に支出すればするほど、この『支出は、小農たちが彼らの生産部面そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させ、……彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ、したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる』。かくして、分割地所有は、小経営的生産様式の発展のうえにポジティブな役割をはたすものでありながら、『その本性上労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、諸資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する』というネガティブな役割をはたすものである。

『生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕との間の衝突』というかたちで経済的表現をとるところの分割地所有の二重の——相対立する——機能、この点の指摘こそ分割地所有論の一枢要点である。そして、とくにこの土地価格が……きわめて高騰するので、『「分割地」土地所有範疇に内在する現実の矛盾』の、右に指摘した否定面が、大きく作用するばかりでなく、土地を購入しようとする『小農を高利に従わせるのである』。(平田、前掲論文、山田編、前掲書、272—73ページ)。

たしかに、分割地所有のポジティブな役割とは、平田氏の指摘したとおりである。というのは、分割地を自分じしんで所有することは、これが小経営的生産様式の「完全な発展のために必要なのは、用具の所有が手工業的経営の自由な発展のために必要なと同じ」ように、小経営的生産のもっとも正常的な形態である(KⅢ, S. 858. 訳本4, 291—92ページ)。そして、この所有は、「直接的生

産者のための〔不可欠の—引用者〕生産諸条件の一つとして現象、彼の土地所有は彼の生産様式のもっとも有利な条件・繁栄の条件・として現象する」（KⅢ，S. 662. 訳本4，142ページ）。この点について、マルクスは、つぎのごとく述べている*。

「自営農民の自由な所有は、あきらかに、小経営のための——すなわち、そこでは土地の占有が自分じしんの労働の生産物にたいする労働者の所有のための一条件であるような、そして、そこでは、自由な所有者であろうと小作人であろうと、農耕民がつねに自分の生活維持手段を自分じしんで・独立に・個別的労働者として・じぶんの家族とともに生産せねばならぬような、そうした生産様式のための——土地所有のもっとも正常的な形態である。土地の所有がこの経営様式の完全な発展のために必要なのは、用具の所有が手工業的経営の自由な発展のために必要なのと同じである。土地所有は、このばあいには、人格的自立性の発展のための基礎をなす。それは、農業そのものの発展のためには、必要な一通過点である」（KⅢ，S. 858. 訳本4，291—92ページ）*。

* マルクスは、『資本論』第1巻第24章「いわゆる本源的蓄積」の第7節「資本制的蓄積の歴史的傾向」においても、つぎのごとく述べていた。

「労働者が自分の生産手段を私有することは小経営の基礎であって、小経営は、社会的生産の——および労働者じしんの自由な個性の——発展のための必要条件である。たしかに、この生産様式は、奴隷制・農奴制・およびその他の従属諸関係の内部にも実存する。だが、それが繁栄し、その全精力を発揮し、適当な古典的形態をとるのは、労働者が自分じしんの使用する労働条件の——農民ならば彼が耕耘する畑の、手工業者ならば彼が老巧者として取扱う用具の——自由な私有者たる場合だけである」（KⅠ，S. 801. 訳本1，596ページ）。

それゆえに、その他の生産手段を自分じしんで所有するということは、小経営的生産様式の発展のために、ポジティブな役割となるであろう。この点にかんして、井上周八氏もつぎのごとく書いている。すなわち「分割地所有はその発生の当初の段階においては、封建的小農民から自由な土地の所有者となることにより、その限りではプラスの作用を及ぼしたのである」（井上「『農民的分割地所有』の基礎的考察」、『立教経済学研究』第13巻第1号，261ページ）。

しかし、平田氏の指摘されたネガティブな役割については、少し考えさせられる点がある。マルクスが、「分割地所有はその本性上、労働の社会的生産力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累

進的応用、を排除する」(KⅢ, S. 859. 訳本4.292ページ)というときに、その本性上とは、なにを指すか。平田氏の叙述でも、マルクスの叙述でも、この本性上とは、小土地所有の独自の害悪の1つである、土地購入のための貨幣資本の支出とも考えうるからである。

ところが、『資本論』第1巻第24章「いわゆる本源的蓄積」の第7節「資本制的蓄積の歴史的傾向」において、マルクスは、つぎのことを指摘している。すなわち、労働者が自分の生産手段を私有することを基礎とする小経営生産様式が、「土地その他の生産手段の分散を内蔵する」ものであり、これが、「生産手段の集中を排除するのと同じように、同じ生産過程の内部における協業や分業、自然にたいする社会的な支配や調整、社会的生産諸力の自由な発展、を排除する」(KⅠ, S. 802. 訳本1, 596ページ)。さらに、マルクスは、土地その他の生産手段を自分で所有するということを基礎となす小経営的生産様式と資本制的生産様式との矛盾について、つぎのごとく指摘している。

個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有と社会的に集中された生産手段の資本制的な私的所有との矛盾であり、多数者による小量的所有と大量的所有との矛盾であり、「みづから働いてえた・いわば個々独立の労働個人と彼の労働諸条件との癒着にもとづく・私的所有」と「他人の・しかし形式的には自由な・労働の搾取にもとづく資本制的私的所有」との矛盾である(KⅠ, S. 802—03. 訳本1, 596—98ページ)。

これは、分割地所有にそのまま、適用されうるであろう。つまり、分割地所有と資本制的土地所有との矛盾も、これとまったく同じことになるであろう。つまり、分割地の私的所有を基礎とする小経営的生産様式は、「土地その他の生産手段の分散を内蔵する」がゆえに、「その本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する」ということになる。さらに、つぎのことをもあわせて考慮する必要がある。

「農民はその小分割地に多大の労働を用いるということは正しい。だがそれは、孤

立化された、生産性の客観的な——社会的ならびに物質的な——諸条件の奪われた、それを失った、労働である」（KⅢ，S. 728. 訳本4，192ページ）。／「人口のはるかに圧倒的の大多数が農村人口であり，社会的労働ではなく孤立的労働が優勢であること」により，「富と再生産——その物質的ならびに精神的条件——の発展，したがってまた合理的耕作の諸条件も，こうした事情のもとでは排除されている」（KⅢ，S. 865. 訳本4，296ページ）。

そしてまた，「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」をひらけば，つぎのようにのべられてある。

「分割地農民はおびただしい大衆をなし，その各員はおなじような状態で生活しているが，そのくせ，たがいに多様な関係をむすばない。彼らの生産様式は，彼らをたがいの交際にひきいれないで，たがいに孤立させる。この孤立は，フランスの交通手段がわるく，また農民が貧乏なことで，いっそう助長される。彼らの生産分野である分割地は，それを耕作するのに分業をゆるさず，科学の応用をゆるさず，したがって発展の多様性をゆるさず，才能の相違をゆるさず，社会関係の豊富さをゆるさない。1つ1つの農民家族が，ほとんど自給自足し，自分の消費品の大部分を直接自分で生産し，こうして生活資材を社会との交換よりもむしろ自然との交換から得ている。1つの分割地，農民，家族があり，それにならんで，またべつの分割地，農民，家族がある」（マルクス＝レーニン主義研究所訳『マルクス＝エンゲルスⅡ巻選集』第1巻，1953年，大月書店，247ページ。傍点は引用者）。

マルクスは，「土地価格における資本の支出は，この資本を耕作からとりあげる」ということは，この「本性上，……」というくだりのあとで本格的に展開していることからして，やはり，この「本性上」とは，分散的な分割地の私的所有ということに理解すべきだと考えたい。しかし，これは，分割地をじぶんで所有するということを基礎となす小経営的生産様式一般がもつ，自己否定の一側面である。マルクスは，小経営的生産のもっとも正常な形態である自営農民の自由な土地所有ということに対比するのに，たんに分散的な分割地の私的所有ということをもってするだけではない。また，つぎのことも指摘している。土地所有の制限をしめすところの「土地所有を崩壊させる諸原因」について，つぎのごとくのべている。

「土地所有を崩壊させる諸原因は，土地所有の制限をしめす。その諸原因とはつぎのものである。大工業の発展の結果たる，土地所有の正常的補足をなす農村の家内工業の

絶滅。こうした耕作のもとにおかれた土地の漸次的な疲弊と吸取。

共同所有地——これはどこでも、分割地経営の第2の補足をなし、またこれだけが、分割地経営に、家畜の飼養を可能ならしめる——の、大土地所有者による横奪。植栽地経営として営まれるか、資本制的に営まれるかを問わず、大耕作の競争。農業上の諸改良——これは、一方では土地生産物の価格の下落をまねき、——他方ではより大きな投資とより豊富な対象的生産条件とを必要とする——もこれに貢献することは、18世紀の前半にイギリスで見るとおりである」(KⅢ, S. 859. 訳本4, 292ページ。傍点は引用者)。

しかし、マルクスが分割地所有論全体を通じてもっぱら展開している分割地所有のネガティブな役割とは、土地私有の形態であり、その結果たる土地価格および土地価格の利子ということである、と考えられる。マルクスは、小耕作にあっては、土地の私的所有の形態であり、その結果である土地価格は、「生産そのものの制限として登場する」(KⅢ, S. 864. 訳本4, 296ページ)ということをして、指摘しているのである。したがって、分割地所有には分割地農民が土地所有者たる資格において土地所有の制限は存しえない。これが、分割地所有〔分割地農民〕の「ポジティブな役割」、または「前進的」性格であり、これに対比するに、生産の制限をなすところの、私的所有の形態であり、その結果たる土地価格および土地価格の利子という「ネガティブな役割」、または「没落的」性格をもてすべきである、と考える。

これは、つまるところ、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」ということになり、これは、「総じて、土地の私的所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がみずからを表示する形態の1つにすぎない」のである(KⅢ, S. 864. 訳本4, 296ページ)。なぜそうなるかは、後述すとして、平田氏は、この「衝突」というかたちで「経済的表現をとるところの分割地所有の二重の——相対立する——機能、この点の指摘こそ分割地所有論の一枢要点である」となして、とくにこの土地価格がきわめて高騰するので、「『「分割地」土地所有範疇に内在する現実の矛盾』の、……否定面が、大きく作用するばかりでなく、土地を購入しようとする『小農を高利に従わせるの

である』』ということ、を、指摘した（平田、前掲稿、山田編、前掲書、273ページ）。まさに、そのとおりである。この「衝突」をもう一度うらがえせば、つぎのごとくなる。すなわち、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっているのであって〔「前進的」性格——引用者〕、この所有制限が自己を主張するのは、それから引離された資本（労働を含む）にたいする対立においてすぎない。というのは、それは資本の投下にたいする障碍をなすからである。なるほど、土地価格の利子——これは、大抵のばあい、なお、第三者たる 抵当権者に支払われねばならない——は一つの制限をなす〔「没落的性格」——引用者〕」（KⅢ，S. 859. 訳本4，291ページ）

（3）「衝突」

この「衝突」についての、マルクスのとくところをのべてみよう。

（a）土地価格と「差額地代」——分割地所有のもとでは、資本化された地代にほかならぬ土地価格が前提要素であり、土地の売買、商品としての土地の流通が自由であり、土地価格が一要素として個別的生産者にとっての事実的生産費に入りこむのであり、土地価格は、個別的な虚偽の生産費の、また個別生産者にとっての生産物の費用価格の重要な一要素をなす。この点にかんして、マルクスは、つぎのごとくのべている。

「まさにこの形態〔分割地所有のそれ——引用者〕においてこそ、土地価格が一要素として農民にとっての事実的生産費に入りこむのであり、——というのは、この形態のいっそうの発展によって、遺産分割にさいし土地が特定の貨幣価値で引受けられたからであるか、さもなければ、全所有またはその諸成分のたえざる変換にさいし土地が耕作者じしんにより、大部分は抵当で貨幣を借りることによって買われたからである。つまり、資本化された地代にほかならぬ土地価格が前提要素である」（KⅢ，S. 856. 訳本4，290ページ）。／「単なる商品としての土地がとる可動性によって、占有変動が増大する、——あらたな世代ごとに、遺産分割ごとに、農民の立場からすれば、土地があらたに投資として入りこむ、すなわちそれが彼によって買われた土地となる、というふうには。土地価格は、このばあいには、個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」（KⅢ，S. 859—60. 訳本4，292ページ）。／「土地価格がこうした役割を演ずること、土地の売買・商品としての土地の流通・がこの範囲まで発展することは、——資本制の生産様式のもとでは商品があらゆる

生産物およびあらゆる生産用具の一般的形態となるかぎりでは、——資本制的生産様式の発展の実際の結果である。他面、この発展は、資本制的生産様式が制限的のみに発展してそのいっさいの独自性を開展しない場合にのみ生ずる。というのは、この発展はまさに、農耕がもはや、またはまだ、資本制的生産様式ではなく、崩壊した社会諸形態から伝来する一生産様式に従わせられていることに立脚するからである。だからこの場合には、生産者をじぶんの生産物の貨幣価格に依存させる資本制的生産様式の短所が、資本制的生産様式の不十分な発展から生ずる短所といっしょになる。農民は、じぶんの生産物を商品として生産しうべき条件なしに、商人となり、産業家となる」(KⅢ, S. 863—64. 訳本4, 295—96ページ)。

ところで、分割地所有のもとでも、土地生産物の平均市場価格がいかに規制されているにせよ、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分が実存するにちがいない。これについて、マルクスは、つぎのごとくいう。

「土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかをとわず、あきらかにこの場合にも、資本制的生産様式のもとでと同じように、差額地代、すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分が実存するにちがいない。総じてまだ一般的市場価格が発展していない社会状態においてもこの〔分割地所有〕形態が現われる場合でさえ、この差額地代は実存する。そのばあいには差額地代は、余分な剰余生産物として現象する。ただそれが、より有利な自然諸条件のもとで自分の労働を実現させる農民のポケットに流れこむだけである」(KⅢ, S. 856. 訳本4, 290ページ)。

しかしながら、この「差額地代」は、土地価格が個別的な虚偽の生産費の、また個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなすがゆえ、この土地価格が、土地生産物の市場価格、または個別的な生産費に入りこんだ結果であり、「地代が土地の豊饒度や位置のどんな差等にも係わりなく実存するかに見えるのである」(KⅢ, S. 857. 訳本4, 290ページ)。したがって、「小土地所有者にあっては、幻想——土地そのものが価値をもち、したがって、資本として生産物の生産価格に入りこむのは、機械または原料とまったく同じたという幻想——が、さらにいっそう根づよい」(KⅢ, S. 862. 訳本4, 294ページ)。

しかし、資本化され、したがって先取りされた地代にほかならない土地価格が、概して、土地生産物の価格に入りこまないものである。

マルクスは、資本主義的諸関係のもとで土地価格が土地生産物の価格に入りこまないことを、『資本論』、第3巻、第38章「差額地代。概説」においてつぎのごとく指摘している。

「落流の価格，つまり，土地所有者が落流を第三者あるいはまた工場主そのものに売れば受とる価格は，さしあたり工場主の個別的費用価格に入りこむが，商品の生産価格には入りこまない，ということはあきらかである。というのは，地代はこのばあいには，蒸気機関をもって生産される同種商品の，落流にかかわりなく調整される生産価格から発生するからである」（KⅢ，S. 698. 訳本4，168ページ），（傍点は引用者）。

このように，資本主義的諸関係のもとでも，土地価格と差額地代は無関係なのである。しかし，マルクスは，分割地所有のもとにおいて土地価格が，土地生産物の調整的市場価格に入りこまないということを，念入りに説明している。

先ずはじめに，「差額地代」は，土地価格とは無関係に，豊饒度や位置の差にもとづくものであることを論証するために，つぎのごとく，「絶対地代」が存在しないこと，したがって最劣等地に商品価格の超過部分〔「差額地代」〕が実存しない，ということを指摘している。

「平均的には，なんらの絶対地代も実存しないもの，つまり，最劣等地は，なんらの地代も支払わないものと考えるのである。というのは，絶対地代は，生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分の実現されたものを想定するか，さもなければ，生産物の価値をこえる超過分たる独占価格を想定するからである。だが，このばあいには，農業の大部分は直接的生活維持のための農耕として存立し，土地は人口の多数にとっての，その労働および資本の不可欠な就業場面として存立するから，生産物の調整的市場価格は，異常な事情のもとでのみ生産物の価値に達するであろう。だがこの価値は，生きた労働という要素の優勢のゆえに，概して生産価格よりも高いであろう，——といっても，生産価格をこえる価値のこの超過分は，分割地経営が支配的な諸国では非農業資本の構成も低位なことによって再び制限されているではあろうが」（KⅢ，S. 857. 訳本4，290ページ）。

土地価格が土地生産物の価格に入りこむのは，「絶対地代」が生じたばあいだけである。「絶対地代」が存在しないということは，土地価格が生産物の価格に入りこまないということになる。とくに，分割地所有のばあいには，生産物の市場価格が最劣等地の費用価格の水準に形成されるから，絶対地代が存在

しないばあいには最劣等地にはなんらの「商品価格の超過分」が存在しない*。したがって、「差額地代」は、土地の豊饒度や位置の差に係わるものであって、土地価格が土地生産物の価格に入りこんだ結果ではない、ということが手にとるようにわかるのである。

*ここで注意しておくべきことは、「絶対地代」の否定の根拠である。分割地所有のもとでは、前提によれば分割地農民は土地の所有者であるから、土地所有の制限、土地所有の独占は存在しない。したがって、この制限、この独占が、資本主義的諸関係のもとでのように、生産物の市場価格をその価値まで昂騰させることはない。しかし、分割地所有のもとでも、農業資本の構成の結果として土地生産物の価値がその価格よりも高いと擬制的に考えるであろう。土地生産物の市場価格が、土地所有の独占の作用によってではなくして、ただ市場諸条件にのみ依存して、その価値の高さまで昂騰したばあいには、その市場価格が生産価格をこえる超過部分が実存することになり、この超過部分を「絶対地代」に擬制しうるのである。したがって、分割地所有のもとで、「絶対地代」を否定する根拠は、生産物の市場価格が、市場諸条件に依存してその価値に達することがないことに求めればよいわけである。だから、マルクスは、「農業の大部分は直接的な生活維持のための農耕として存立し、土地は人口の多数にとっての、その労働および資本の不可欠な就業場面として存立するから、生産物の調整的市場価格は、異常な事情のもとでのみ生産物の価値に達するであろう」、とのべたのである。

(b) 土地価格と絶対地代——土地価格が土地生産物の価格に入りこむばあいもありうる。すなわち、マルクスによれば、「ただ二つの場合にのみ、地代、したがって資本化された地代たる土地価格が、土地生産物の価格に規定的に入りこみうる。第1には、土地生産物の価値が、農業資本——土地の購入に投下された資本とはなくの共通点もない——資本——の構成の結果としてその生産価格よりも高く、市場諸関係が土地所有者としてこの差額を儲けることをえさせる場合である。第2には、独占価格が生ずる場合である」(KⅢ, S. 862. 訳本4, 294ページ)。しかし、マルクスは、くりかえして、この絶対地代、独占地代を否定する。すなわち、「そしてどちらの場合も、分割地経営および小土地所有にあってはごく稀れである。というのは、まさにここでは、生産のきわめて大きな部分が自家需要を充たすのであって、一般的利潤率による調整に係わりなく行なわれるからである」。さらに、分割地経営が賃借地で営まれるばあい

も、絶対地代が存在しないことを、つぎのごとく指摘している。すなわち、「分割地経営が賃借地で営まれる場合でさえも、借地料は、他のどんな諸関係のもとでもよりも遙かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除分をさえ、包含する。そのばあいには、借地料は名目的にのみ地代であり、労賃と利潤に対立する自立的範疇としての地代ではない」（同所）。なお、名目地代にかんしては、拙著『日本の農業政策』（1966年、有斐閣）、第1篇第3章を参照されたい。

以上要するに、分割地所有のもとでは資本化された地代にはかならぬ土地価格が前提要素であり、土地価格が、個別的な虚偽の生産費の、また個別的生産者にとっての生産物の費用価格の重要な一要素をなすが、この土地価格は、生産物の平均的市場価格には普通入りこまない、ということである。換言すれば、土地価格において支出された資本は、農民にとって回収されることがないということである。したがって、生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素としての土地価格とのあいだの衝突こそは、「総じて、土地の私的所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がみずからを表示する形態の1つにすぎない」。この衝突から、つぎに考察するところの耕作者が土地価格において資本を支出することによって生ずる「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の1つ」が出てくるのである。

分割地所有のもとでは、農民が土地の自由な所有者であることにより、「絶対地代」が存在しないということは、彼の資本投下をなんら制限しないということのプラスの側面があるにもかかわらず、こんどは逆に「絶対地代」が存在しないということにより、土地の自由な所有者となるために土地価格において投下した資本を回収できないということのマイナスの側面が出てくるということとは、十分注目に価することである。

（4）小土地所有の独自の害悪

小経営的生産の正常的形態である小土地所有の、自由な土地所有と結びつい

ている独自の害悪の1つは、土地の購入に資本を支出することから生じるということである。この点にかんして、マルクスのとくところは、つぎのごとくである。

すなわち、「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の1つは、耕作者が資本を土地の購入に支出することから生ずる」。／分割地所有、「このような所有の現実の自由は、土地売買の自由なしには考えられない。土地私有は、土地の購入に資本を支出しなければならないということを意味する」（レーニン「1905—1907年のロシア革命における社会民主党の農業綱領」、マルクス＝レーニン主義研究所訳『レーニン全集』第13巻、大月書店刊、315—17ページ参照）。この点について、マルクスはつぎのごとく書いている。／「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の1つは、耕作者が資本を土地の購入に支出することから生ずる」／「土地購入に投下された資本は、……農業で機能する固定資本の一部分も流動資本の一部分も形成しない」／「土地価格における資本の支出は、この資本を耕作から取りあげる」／「土地購入のための貨幣資本の支出は、……小農たちが彼らの生産部面そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させるものである。それは、彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ、したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる。それは、小農を高利に従属させる、というのは、この部面では総じて本来の信用があまり行なわれないからである」／「生産者にとって費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突は、総じて、土地の私的所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がみずから表示する形態の1つにすぎない」／「このばあい、小耕作にあっては、土地の私的所有の形態および成果たる土地価格は、生産そのものの制限として登場する」（KⅢ、S. 859—64。訳本4、292—96ページ）。

以上のことから分割地所有〔分割地農民〕の性格にかんじていえることは、平田氏が指摘したように、「『分割地』土地所有者範疇に内在する現実の矛盾』の、右に指摘した否定面が、大きく作用するばかりでなく、土地を購入しよう

とする『小農を高利に従わせるものである』ということになり、やはり栗原氏の指摘したように、「前進的であるよりも、むしろいわば没落的であったのである」ということになるであろう。もちろん、「分割地所有の自己矛盾的存在構造」の肯定と否定のいずれの側面が具体的、歴史的に大きく作用するか、ということは、一国資本主義の特殊な発展段階をことにしてことなるものであろう。ここで、「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」の、つぎの有名な文章をかかげておこう。

「農民を没落させる原因は、彼らの分割地そのものであり、土地の分割であり、ナポレオンがフランスに確立した所有形態である。これらこそ、まさにフランスの封建農民を分割地農民にし、ナポレオンを皇帝にした物質的条件である。農業の累進的悪化、耕作者の負債の進行、このさけがたい結果をうみだすには二世代で十分であった。19世紀のはじめにフランス農村民衆の解放と致富との条件であった『ナポレオンの』所有形態は、この世紀のあいだに彼らの隷属と極貧状態との法則として発展した。ところが、まさにこの法則こそ、二代目ナポレオンが主張しなければならない『ナポレオン観念』（“*idée napoléoniennes*”）の第1のものである。彼がもしも農民の破滅の原因を、分割地所有それ自身のなかにでなく、そのそとに、すなわち第二義的事情の影響にもとめる幻想をまだ、農民とともにしているならば、彼の実験は生産関係とぶっかってシャボン玉のようにくだけちるであろう」（マルクス＝レーニン主義研究所訳、前掲書、248—49ページ。傍点は、引用者）。

3. 「差額地代」と「絶対地代」

——分割地所有〔分割地農民〕の上向発展と関連して——

分割地所有というこの形態のもとでも、「差額地代」は存在し、ごく稀には「絶対地代」が存在する。これらの地代が、分割地農民の上向発展に資するや否や、ということにかんして、考察しよう。かつて、栗原百寿氏は、つぎのことを指摘したのである。

「もちろん、分割地農民のこのような一般的没落傾向のもとでも、その上層においては、優等地の優秀経営による差額地代部分ないし超過利潤部分にもとずいて、少数の中農および大農層が形成される。しかしながら、『中農が零細農の間に住んでいるところでは彼はその利害及び見解において後者と本質的には相違がない。彼自身の経験が、い

かに多くの彼の同類がすでに小農に没落しているかを彼に語るにちがいない』のであり、さらに一般的にも『我々は、大農や中農もまた、増大する負債と到る処に見られる没落とがこれ等の農民にもそれを証示している通り、資本主義的經營及び海外の廉価なる穀物生産の競争のために、滅亡しなければならない経済的確實性を持つ』（「フランス及びドイツにおける農民問題」）のであって、分割地所有のもとでは、中大農的發展の方向はきわめて困難な道でなければならない。もともと、分割地所有にもとづく高額地価ないし高率負債のもとでは、中大農的な差額地代部分ないし超過利潤部分も必ずしも経営上向の発条となりえないのであって、限定された上向傾向とはげしい転落傾向とをふくむ一般的な没落傾向が分割地農民の運命であったのである（栗原『農業問題の基礎理論』、1956年、時潮社、171—2ページ。傍点は引用者）。

ここでは、分割地所有のもとで「中大農的な差額地代部分ないし超過利潤部分も必ずしも経営上向の発条となりえない」かどうかということを検討してみよう。

分割地所有のもとでも、すでにみたごとく、「差額地代」が実存する。普通、これは、土地生産物の価格の費用価格をこえる超過部分であるであろう。分割地農民は、土地所有者たる資格において、これを、自己のポケットに入れることになる。しかし、この「差額地代」をえるためには、土地購入のために貨幣資本を支出しなければならない。ところで、分割地所有のもとでは、土地価格は、生産を不可能ならしめるような高さまで騰貴する。これについて、マルクスは、つぎのごとく述べている。

「土地所有が生産者たちの最大部分にとっての生活条件をなし、また彼らの資本にとっての不可欠な投下場面をなすこの場合には、土地所有にたいする需要が供給をしのごことによって、土地価格は利子歩合に係わりなく騰貴し、また、しばしばこれと逆比例して騰貴するであろう。分割地として売られるこの場合には、土地は、大量的に売られる場合よりもはるかに高い価格が生ずる。というのは、このばあいには小さな買手の数は多く、大きな買手の数は少ないからである……。これらいっさいの理由から、このばあいには、利子歩合が相対的に高くても土地価格は騰貴する。農民がこのばあいに土地購入に投下した資本からえる相対的に低い利子（ムニエ）にたいし、このばあいには、他方では、農民じしんが彼の抵当権者に支払わねばならぬ高い高利の利子歩合が照応する。アイルランドの制度も同じ事態をしめし、形態を異にするだけである。

だからこの場合には、生産自体には外的なこの要素すなわち土地価格が、生産を不可能ならしめるような高さまで騰貴しうる。（ドンパール）」（KⅢ, S. 863. 訳本4,

295ページ）。

問題となるのは、このように高い土地価格において支出された貨幣資本に比して、この資本の生む利子と見なしたばあいの「差額地代」が大きいか小さいかということである。上記引用文章中で、農民が「土地購入に投下した資本からえる相対的に低い利子（ムニエ）」とのべられていることからして、土地価格がきわめて昂騰するので農民の土地購入の資本に比して、この資本からえる「差額地代」は、相対的に低いということになるであろう。したがって、農民が土地所有者にたる資格において、「差額地代」を自己のポケットに入れることができたとしても、これが土地購入に支出した貨幣資本とくらべて割にあわないものとなるであろう。それでも、農民に帰属する「差額地代」は、上向発展の「発条」となりうるのではないかとの疑問がないこともない。しかし、この「差額地代」をえるために土地購入のための貨幣資本の支出は、「小農たちが彼らの生産部面そのもので自由にしうる資本をそれだけ減少させ、……彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ、……したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させ」たのである。これを、どれだけ「差額地代」がおきなってくるかどうかは、はなはだ疑問である。しかも、農民が再生産のために高利に従属したとすれば、この「差額地代」がどれだけ高利の支払に充当できるといえるのであろうか。こう考えると、「差額地代」は、分割地農民の上向発展の「発条」となりえないであろう。

しかも、全所有地またはその一部分の分割地のたえざる変転にさいして、分割地の大部分が、土地抵当で貨幣を借りることによって買われたのである。たいていのばあいには、土地価格の利子が、第三者たる抵当権者に支払われねばならない。この利子は高利である、というのは「この部面では総じて本来の信用があまり行なわれないからである」（KⅢ, S. 862. 訳本4, 294ページ）。

したがって、「生産を不可能ならしめるような高さまで騰貴しうる」、「生産自体には外的なこの要素、すなわち土地価格」において支出された高額な貨幣

資本にたいして、高利的利子歩合が照応することになる。それゆえに、きわめて高い土地価格において支出された貨幣資本からえる相対的に低い利子、すなわち「差額地代」にたいして、このばあいには、他方では、農民じしんが彼の抵当権者に支払わねばならない高利的利子歩合が照応するのである。さすれば、このばあいにも「差額地代」が、農民の上向発展の「発条」となりえないであろう。

したがって、やはり、栗原氏の指摘したごとくに、高額負債と高利的利子歩合のもとでは、「差額地代」は、必ずしも、「経営上向の発条」となりえないであろう。

最劣等地を耕作する農民にとってすでにみたごとくに、なんらの「商品価格の超過部分」、すなわち「差額地代」は存しえない。「農民の生活維持に欠くべからざる労働をこえる彼の剰余労働が、……資本化されたものの一部分いがいの何ものでもありえない」ところの、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代にたいする請求権を、農民は、土地所有者たる資格において要求しえず、これを自己に帰属さすことなくして、「無償で社会に贈与」するのである。したがって、土地価格において支出された貨幣資本は、「再生産の基礎を狭隘化させる」ことにのみ役立つといえよう。

最劣等地を耕作する農民が、高利的利子歩合による土地価格の利子を、第三者たる抵当権者に支払うばあいには、どういうことになるであろうか。彼には、土地生産物の費用価格をこえる超過部分は、なんら、存在していないのである。したがって、彼は、この利子を、彼の労賃部分を肉体的限度以下へさらに圧下させることによって支払うか、さらに「再生産の経済的基礎を狭隘化させる」ことによって支払うか、あらたなる「土地諸力の搾取と浪費」や「人間力のぼう大な浪費」によって支払うか、さらに高利貸から借入れることによって支払わねばならない。

いずれにしても、これらの農民は、小農的借地農業者へ転落するか、本源的蓄積のために、賃労働者として転落していくか、さもなくば農村失業者として

農村に滞留すべき運命にあるであろう。「分割地所有は、仕事ののない過剰人口をうみだす。この過剰人口は、農村にも都市にも居場所がない（「ルイ・ボナパルトのブリュメール18日」、マルクス＝レーニン主義研究所訳、前掲書、250ページ）。ここに、分割地農民のはげしい転落傾向を見いだすのである。

最後に、分割地所有〔分割地農民〕が、市場条件に依存して、自生的上向発展をなしうるや否や、ということにかんして考察しておこう。

土地生産物の市場価格が異常な事情のもとでのみ、ごく稀にその価値に達しうる。土地価格は、土地生産物の価格のなかに入りこみうることになる。

土地生産物の市場価格のその費用価格をこえる超過部分、すなわち農民の剰余労働のなかには、将来資本主義的諸関係のもとでは平均利潤と絶対地代になるであろうところの两部分が未分離のまま共棲していることになるであろう。この超過部分を、分割地農民は、土地所有者たる資格において、獲得しうるであろう。もちろん優等地または位置のよい土地を耕作する農民は、そのうえに「差額地代」をも獲得することになるであろう。

土地生産物の価値の費用価値をこえる超過部分、すなわち農民の剰余労働〔 $W-(C+V)=M$ 〕は、農民の上向発展の「発条」となりうるであろうし、優等地または位置のよい地所を耕作する農民にとっては、これにくわえて、「差額地代」がその「発条」となるであろう。

第三者たる抵当権者に土地価格の利子を支払うとしても、農民の剰余労働のうちで、将来資本主義的諸関係のもとで、平均利潤となるであろう部分から支払えばよいことになるであろう。したがって、土地価格において、——および土地価格に支払われる利子において——先取りされる地代は、全平均利潤に等しい商品の一価値部分に実現される農民の剰余労働からの一控除分となるであろう。それゆえに農民の獲得しうるものは、土地生産物の価値の費用価格をこえる超過部分から土地価格の利子を控除した部分となるであろう。農民の剰余労働のなかで、資本主義的諸関係のもとでは平均利潤を形成するであろう彼の剰余労働の一部分と土地価格の利子を比較すれば、この土地価格の利子は、その

利子の高低如何によっては、このような「平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる」(KⅢ, S. 858. 訳本4, 291ページ)ということになる。つぎに、土地生産物の市場価格が、市場諸条件に依存して、その価値に達することなくして、その費用価格の超過分を実現させたときには、どうなるであろうか。

わかりやすくするために、土地生産物の価格が、その価値に達することなくして、農民の剰余労働のうちで、将来資本主義的諸関係のもとで、平均利潤を形成するであろうところのその一部分実現させたと考えてみよう ($W-(C+V)=M=P$)。農民が、土地所有者たる資格において、この剰余労働の一部分を、すっかり、自己のポケットに入れれば、一応、これが上向発展の「発条」となりうるであろう。一応というのは、これが、土地購入のための貨幣資本の支出による生産基盤の狭隘化をどの程度埋めるかどうかを考慮しなければならないからである。農民が抵当権者に土地価格の高利を支払うときには、土地価格の利子は、「平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる」ことになる。このばあいには、平均利潤を形成するであろう農民の剰余労働は、彼の上向発展の「発条」ともなりうるし、なりえないことにもなるであろう。もちろん、このばあいには、優等地または位置のよい地所を耕作する農民は、「差額地代」を獲得しうるのであって、これは、ほかの生産部門との比較による超過利潤として、一応、上向発展の発条となりうるであろう。

しかしながら、土地生産物の価格〔価値〕の費用価格をこえる超過部分、すなわち「差額地代」や「超過利潤」が上向発展の「発条」となりうるとしても、高い土地価格は、経営面積の拡大にとっての障壁となるであろう。この壁を宇回するために、分割地農民は、借地しうる土地があれば、借地しなければならないであろう。この借地料は、おそらく、高い土地価格に照応して高率であろう。これが、また上向発展の壁となるであろう。それゆえに、分割地農民が自生的に上向発展して、資本家的借地農に転化しうるかどうか、はなはだ疑

間といわざるをえない

マルクスは、分割地経営が賃借地で営まれた例を、つぎのごとくあげている。すなわち、「分割地経営が賃借地で営まれる場合でさえも、借地料は、他のどんな諸関係のもとでもよりも遥かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除分をさえ、包含する。そのばあいには、借地料は名目的にのみ地代であり、労賃と利潤に対立する自立的範疇としての地代ではない」。

小農の農産物価格が最劣等地の土地生産物の費用価格水準に形成されたばあいには、この小農の借地農業者は、高率借地料を、労賃からの控除分によって支払わねばならない。／優等地を耕作する小農の借地農業者にとっては「差額地代」が存しうる〔 $W - (C + V) = M$ 〕。この「差額地代」を借地料として支払えばよいことになる。この「差額地代」〔 M 〕で、高率借地料を支払えないときには、労賃からの控除分をつき足さねばなるまい。／最劣等地の小農の借地農業者が、市場諸条件に依存して、「商品価格の超過部分」〔 M 〕を獲得したときには、彼は、この「利潤」の一部分を、借地料に充当すればよい。全「利潤」をもってしても支払えないときには、労賃からの控除分をも充当しなければならない。／もしも優等地または位置のよい所有にわたる「商品価格の超過部分」、すなわち差額地代をこの借地料に充当してもこれを支払いできなければ、この借地料は、利潤または労賃からの控除分となるであろう。／高率な借地料は、「利潤の一部分を、および労賃からの控除分をさえ、包含する」ということになるであろう。／いずれにしてもこの小農の借地農業者は、没落して資本制的借地農業者へ席をゆずらねばならない。

ここで、われわれは、『資本論』第1巻第24章の第4節「資本制的借地農業者の創生記」のつぎの有名な文章を想起する。

「借地農業者の創生記については、われわれは、いわば手さぐりしうるだけである、というわけは、それは多くの世紀にまたがる緩慢な過程だからである。農奴そのものは、——自由な小土地所有者もそうであるが、——ひじょうに様々な所有諸関係のもとで見いだされ、したがってまた、ひじょうに様々な経済的諸条件のもとで解放された」。

「15世紀中、独立の農民、および、賃労働のかたわら同時に自作もする農僕が自分の労働によって自らを富ませていたあいだは、借地農業者の境遇やその生産場面は同じように平凡なものであった。ところが、15世紀の最後の三分の一に始まり、ほとんど16世紀ぜんたい（とはいえ最後の2、30年をのぞく）にわたって続いた農業革命は、農民を貧困化したのと同じ速さで、借地農業者を富裕化した。共同牧場などの横奪によって、彼は、ほとんど無費用でその家畜数を甚だしく増加することができたが、その家畜は、土地耕作のための豊富な肥料を彼に提供した。

16世紀には決定的に重要な一契機がつけ加わった。当時には、借地契約が長期で、99

か年というのもしばしばあった。貴金屬したがって貨幣の価値の継続的減少が、借地農業者に黄金の果実をもたらした。以前に詳述した他のいっさいの事情は別としても、この価値減少は労賃を低下させた。この労賃の一部分が借地農業利潤に加えられた。穀物や羊毛や肉の、要するに全農業生産物の継続的な価格騰貴が、借地農業者の力をまたないで彼の貨幣資本を膨脹させたが、彼の支払わねばならない地代は古い貨幣価値で契約されていたのである。かくして彼は、自分の賃労働者と自分の地主とを犠牲にして、自らを富裕にした。だから、イギリスが16世紀末に、当時の事情からみて富裕な『資本制的借地農業者』という階級をもっていたのは、なんら不思議ではない」(K I, 782—83 訳本 1, 582—83ページ。傍点は引用者)。

これから類推すれば、分割地の私的所有(小経営的生産様式)の資本主義的大土地所有(資本主義的生産様式)への移行は、分割地所有の内在的論理よりも、むしろ、外在的諸条件によって大きく左右されると考えられるであろう。もしくは、この移行は、分割地農民の没落によってなされるかである。

こうみえてくと、やはり、分割地所有というこの形態のもとで「否定面」が大きく作用して、つぎの栗原氏の指摘が正しいといえよう。

すなわち、「分割地農民の土地所有にたいする執着は、それが差額地代部分の獲得をめざすかぎりにおいては地主的であっても、その差額地代部分の獲得が、農業経営と不可分に癒着しており、しかもその差額地代部分を獲得するために、高額地価の形態で利潤ないし労賃部分にまで喰いこむ高額の名目地代を先払いしているのであって、そのかぎりでは彼は地主的ではなくて、むしろいうなれば債権者の実質上の小作人なのである」(栗原、前掲書、175ページ)。／分割地所有(分割地農民)は、「その基本的性格は、前進的であるよりも、むしろいわば没落的であったのである」。

附言しておけば、上向発展がせまいワク内にとじこめられて、はげしい転落傾向を、分割地農民の基本的性格とおさえることは、けっして農民層分解〔両極分解〕を否定するものではない。この農民層分解を、マルクスの「分割地所有」論にどう取り入れるかは、それをさらに発展せしめねばなるまい。

4. 分割地所有と「アメリカ型」の道

この小経営的生産のためのもっとも正常な形態としての分割地土地所有は、資本制的生産様式に照応する経済的形態に転化されねばならない。マルクスは、これについて、つぎのごとく述べている。

「だが、当初の資本制的生産様式が見いだす土地所有の形態は、資本制的生産様式には照応しない。資本制的生産様式に照応する土地所有形態は、やっとなら、資本の支配下への農業の従属により、資本制的生産様式そのものによって創造される。かようにして、封建制的土地所有、氏族所有、またはマルク共同体をともなう小さな農民所有もまた、それらの法律的諸形態がいかに相違しようと、資本制的生産様式に照応する経済的形態に転化される」(KⅢ, S. 665. 訳本4, 143—4ページ)。

しかしながら、分割地所有の資本制的土地所有へ転化は、直線的に速やかに行なわれるとは考えられない。マルクスは、つぎのごとく指摘する。すなわち、「個人の自己労働にもとづく分散的な私的所有の資本制的な私的所有への転化は、もちろん、事実上すでに社会的生産経営にもとづく資本制的所有の社会的所有への転化よりも、比較にならぬほど長くかかる・苦しい・困難な過程である」(KⅠ, S. 804. 訳本4, 597—98ページ)。とくに、「資本制的生産様式は徐々に且つ不均等にしか農業をつかまないとすることは、農業における資本制的生産様式の古典国たるイギリスで見られるとおりである」(KⅢ, S. 727—28. 訳本4, 191ページ)。

したがって、小経営的生産の正常な形態としての分割地の私的所有の資本制的私的所有への転化は、非常に緩慢であるであろう。たとえば、もっとも不利な諸条件のもとで耕作する分割地農民が、すでにみたごとくに、土地価格および土地価格の利子を通じて高利貸に収奪されて没落したとしても、人口のはるかに圧倒的多数が農村人口であるから、没落した農民にとってかわって新しい農民がただちに現われるからである。鈴木圭介氏がいつているように、「一方で小農民の収奪と追放がおこなわれるかと思うと、他方で別の小農民の階級が生み出される。……このような段階では農民層の分解は一方で進められるのに、他方では緩和されてしまうので、資本主義の展開のためには、その『加速的収

奪』を必要とするにいたるのである」(鈴木「農民層の分解」, 大塚・高橋・松田編著『西洋經濟史講座——資本主義の発達』II, 1960年, 岩波書店, 360ページ)。

それゆえに, 分割地所有の資本制的土地所有への転化は, 「一連の暴力的方法」を包括する収奪によってなされねばならない。そしてこの収奪は, 各国資本主義の特殊的諸条件に応じてことなれる種々な形態をとるであろう(『資本論』第1巻第24章参照のこと)。

分割地所有論において, この収奪については, すでにみたごとくに, つぎのごとくかかれている。すなわち, 土地所有を崩壊させる諸原因は, 分割地所有の制限を示めず。その諸原因とは, 農村家内工業の絶滅, 土地の漸次的な疲弊と吸取, 共同所有地の大地所有による収奪, 大耕作との競争*, 農業上の諸改良等である。

* 「大耕作の競争」とがあるが, この大耕作とは何を指すなのか。それは, 本来の奴隷経営(これにも, 主として自家用のための家父長制的なものから, 世界市場のために作業する本来の植栽地制度にいたるまでの, 段階がある)とも考えられるし, 領地直営(土地所有者がじぶんの計算で耕作をいとなみ, 生産用具ぜんぶを所有して, 非自由奴僕なり, 現物給付または貨幣をもって支払われる自由奴僕なりの労働を搾取するもの)とも考えられ(K III, S. 855. 訳本4, 289.), さらに資本制的大土地所有者とも考えられる。しかし, 「資本の集積がせいまい限界内で運動して資本分散が優勢だということ」(K III, S. 856. 訳本4, 290ページ), 圧倒的大多数が農村人口であり, 社会的労働ではなく孤立とはいえ, 15世紀中には, すでに本来の借地農業者〔これは, 自分じぶんの資本を賃労働者の使用によって増殖して, 剰余生産物の一部分を貨幣または現物でランドロードに地代を支払う〕が, 独立の農民, および, 自分の労働によって自らを富ませていた「賃労働のかたわら同時に自作もする農僕」と相並んで, 存在していたのである。また, 「17世紀の最後の数10年間には, まだ, 独立農民層たるヨーマンリーが, 借地農業者階級よりも多数であった。……1750年ころにはヨーマンリーが消滅し, 18世紀の最後の数10年間には農耕民の共同地の最後の痕跡もなくなった」(K I, S. 761. 訳本4, 567ページ)。「独立のヨーマンに代わって, 任意借地農業者——これは, 一年前の予告によって契約を解除される比較的小さい借地農業者であり, 地主の意のままになる隷従的な一群である——が現われたが, 国有地の盗奪とあいまって, 殊に, 組織的に行なわれた共同地の窃盗は, かの, 18世紀に資本農場または商人農場と呼ばれた大借地農場を膨脹させ, 農民を工業のためのプロレタリアートとして『遊離』させることを助けた」(K I, S. 763—64. 訳本4, 568—69ページ)。

ところで、「封建的土地所有なり、^{なりおい}生業部門として営まれる小農的農業——このばあいには、土地の占有は直接的生産者のための生産諸条件の一つとして現象し、彼の土地所有は彼の生産様式のもっとも有利な条件、繁栄の条件、として現象する——なりが、資本および資本制的生産様式の影響によって」どのように転化されるにかんして、「アメリカ型の道」と分割地所有論との関連が問題となるであろう。

ここで、レーニンが、「1905～07年のロシア革命における社会民主党の農業綱領」（1907・11—12）において、理論的大成をなしたところの、「二つの道」を想起する。この「二つの道」における「アメリカ型」の道と、分割地所有論とを関連さしうるや否や、ということが問題となる。

二つの道とは、「アメリカ型」の道と「プロシヤ型」の道である。前者の道は、「小農民的経営が先頭に立って、これを革命的手段によって社会という有機体から農奴制的巨大土地所有という『こぶ』をとりのぞき、そのあとで、巨大土地所有なしに、資本主義的農業経営制度の道を自由に発展していっても、すすむことができる」ところの道である。後者は、「大きな地主経営が先頭に立って、これがしだいにますますブルジョア的になっていき、農奴制的搾取方法をブルジョア的搾取方法によってしだいに置きかえていっても、すすむことができる」ところの道である。

レーニンが、地主的ブルジョア的農業進化に対比して農民的ブルジョア農業進化を、アメリカ型となすけた根拠は、南部奴隷制の粉碎、「アメリカの黒い割替」、40年代の地代撤廃期成運動、ホームステッド法等による自由な土地の分割ということである。ここに自由な土地の分割ということとは、「私的土地所有の完全な廃止、土地のうえで経営を行う完全な自由、古い農民から農業企業家をつくりだす自由のことなのである」。レーニンは、「農業における資本主義の発展法則についての新資料」においても、「アメリカにおける資本主義の非常に広範で急速な発展の理由」が、「まだ占取されていない自由な土地が現存するという」アメリカの特殊に存すること、「資本主義の基礎を拡大し、その

發展を促進している」ものとして「この広大な国のある地方に私的土地所有が欠如していること」を指摘し、さらに「合衆国では今日にいたるまで非常に多くの地方で私的土地所有は事実上存在しない」ということをも指摘しているのである。

したがって、「生産力のもっとも急速な發展と農民大衆のもっとも良い（商品生産という環境のもとで一般に可能なかぎりでの）生活条件とを意味する」ところの、アメリカ農業における資本主義の發展の理由は、レーニンによれば、私的土地所有が存在しないということであり、したがって、土地の私的所有の形態であり、その結果である土地価格が生産の制限として現われることもない。しかしながら、分割地所有のもとでは、分割地農民にとっては、彼が土地所有者たる資格において所有制限はなくなっているとはいえ、土地の私的所有の形態であり、その結果である土地価格が、生産そのものの制限として現われるのである（KⅢ，S. 865. 訳本4，296ページ）。この点においてこそ、分割地農民一般と、アメリカの独立農民とは区別されうると考えるのである。

ついでに、鈴木圭介氏の「マルクスの『二つの道』とアメリカ型」をみれば、「この二つの『仕方』、すなわち、生産者が商人兼資本家となる革命的な道と、逆に商人が生産を占領する改良的な道とはアメリカにおいてもつよい対抗をえがき出した」、「生産様式の移行における二つの方法と、農業における資本主義發達の二つの道とは絡みあっており、それぞれ二つの道の革命的な方向と改良的な方向とは、相互に補足しあっている」とある。（大塚・高橋・松田編著『西洋經濟史講座』Ⅳ，1961年，岩波書店，317ページ）。

このように、鈴木氏のいうのは、マルクスの「二つの道」とレーニンのアメリカ型ということであろう。しかし、マルクスは、後にレーニンがアメリカ型の道として定式化する前に、すでにアメリカ型の道をつぎのようにみていたのである。

「植民地を植民地たらしめるものは、——ここではわれわれは、本来の農耕植民地だけを問題とする、——自然状態で見いだされる豊饒な地所の大量だけではない。それ

はむしろ、これらの地所が取得——土地所有のもとに包摂——されていないという事情である。これこそは、土地が考察されるかぎりでは、旧来諸国と諸植民地とのあいだの大へんな区別をなすものである、——……土地所有の法律的または事実的な非実存。植民者たちが無造作に土地を取得するか、それとも、名目的土地価格の名義で事実上では土地にたいする適法な権利名義をえるための手数料だけを国家に支払うかは、ここでは全くどうでもよい。また、すでに移住した植民者たちは法律上の土地所有者だということも、どうでもよい。事実に、植民地では土地所有は、資本のあるいはまた資本なしの労働の投下にとっての何らの制限もなさない。すでに定住している植民者たちが土地の一部を占拠していることは、新来者たちから、新しい土地を彼らの資本または彼らの労働の充用場面たらしめる可能性を奪うものではない」（KⅢ，S. 805—06。訳本4，251—52ページ。傍点は引用者）。

このように、マルクスは、すでに、「アメリカ型の道」をみていたのであり、その特徴を、「その植民地では土地が相対的に自然的に現存しており、その利用は土地所有の独占によって制限されていない」（KⅢ，S. 806。訳本4，252ページ）ということに求めている。

しかしながら、分割地所有は、この「アメリカ型の道」とは、まったく異質のものなのである。すなわち、「アメリカ型の道」の基礎は、原理論的には、土地所有の独占、土地所有の制限がないということであり、土地価格および土地価格の利子の（農業資本の投下にたいする）制限も存しえないことである。しかし、分割地農民が土地所有者たる資格において彼にとっては土地所有の制限が存しないとはいえ、土地所有の制限は、土地購入のための貨幣資本の支出がこの資本を（労働を含む）耕作からとりあげて、資本投下にたいする障害をなすことにより、自己主張するのである。この点において、分割地農民一般とアメリカの独立農民との相違が見いだされるのである。だからこそ、マルクスは、「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常的な形態としては、……近代的諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つとして見いだす」となして、イギリスのヨーマンリー、スウェーデンの農民身分、フランスや西ドイツの農民をあげて、「植民地についてはここでは語らない。というのは、独立農民はここでは別の条件のもとで発展するからである」

と、わざわざことわったのである。

したがって、分割地所有〔分割地農民〕の資本制的土地所有への転化と、「アメリカ型」の道とを調和させることは、とうていできない相談であるであろう。〔未完〕

(追記) 本稿は、昭40, 41, 42年度文部省科学研究費による総合研究(「經濟發展と農業の存在形態」)の報告の総括の1部である。